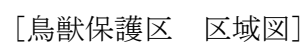
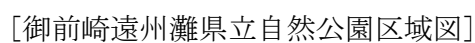


なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、静岡県自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域等は、本区域には存在しない。



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本区域は、静岡県の中西部、駿河湾の西端に位置し、国内有数の大茶園である牧之原台地を背に、萩間川や坂口谷川、勝間田川などの２級河川が駿河湾に流れている。

また、本区域への海水浴客数は、県内第２位を誇り、沿岸部に静波海水浴場、相良サンビーチが広がるなど、風光明媚な景色が広がる地域である。

本区域は、平成１７年に旧相良町と旧榛原町が合併し誕生した市である。主に沿岸部に市街地が形成されており、本区域の総人口の約４０％が沿岸部に集中している。



〔周辺位置図〕

【交通インフラ】

本区域の外周部には、東名高速道路相良牧之原インターチェンジ、重要港湾の御前崎港、富士山静岡空港があり、陸・海・空の交通インフラが整備されている。

陸路については、東名高速道路相良牧之原インターチェンジは、東京インターチェンジから約２００km（約２時間）、名古屋インターチェンジから約１３０km（約１時間３０分）と、大都市圏からのアクセスに恵まれている。

また、国道４７３号・１５０号などの道路が、陸・海・空の拠点を繋ぎ、国道１号や新東名高速道路へのアクセスも可能な結節点としての機能を担っている。



〔周辺交通インフラとの接続〕

海路について、御前崎港は、外洋である太平洋に突き出た岬に立地しており、外洋からすぐにアクセスが可能であることから、県中部や西部の貿易の拠点として活用されている。

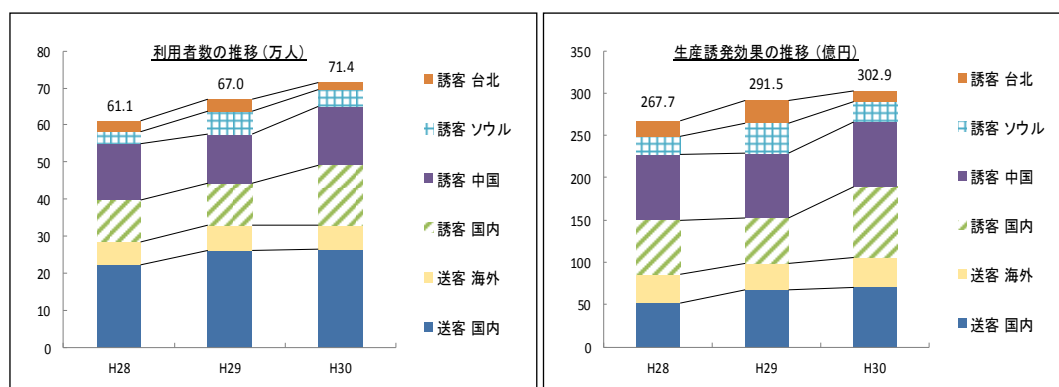
物流業界におけるドライバー不足の解消や環境負荷の低減などに寄与するとして利用の増加が見込まれる RORO 船航路や、世界の各港に接続している基幹港を結ぶ国際フィーダー航路のほか、アジア各都市を結ぶ定期コンテナ航路が開設されている。定期便以外も含め、令和元年度には、約 280 万 t の貨物が取り扱われ、特に輸送用機械については、年間約 12 万台が主にヨーロッパへ輸出され、県内最大の輸出量を誇っている。

< 定期航路の状況 >

分類	航 路	概 要	主な寄港地
外貿 定期	コンテナ航路	3 か国 7 都市を結ぶ、週 1 便の定期航路	名古屋、神戸、シンガポール、ポートケラン（マレーシア）ほか
内貿 定期	国際フィーダー	国際コンテナ航路に接続する、支線的な航路	移出：横浜、四日市（週 2 便） 移入：東京、横浜（週 2 便）
	RORO 船航路	トレーラー等を収納する車両甲板を持つ貨物船。自走で搭載し、荷台のみ切り離して海上輸送	御前崎→博多→大分→東京→御前崎（週 3 便）

空路について、富士山静岡空港は、アジア 6 都市を結ぶ国際線（ソウル、上海、杭州、南昌、寧波、台北）、国内 6 都市を結ぶ国内線（札幌（新千歳・丘珠）、出雲、北九州、福岡、鹿児島、那覇）が就航している（令和 2 年 1 月時点の定期航路）。

静岡県の空の玄関口として、年間約 74 万人（令和元年度実績 国内線約 46 万人、国際線約 28 万人）が利用している。インバウンドを中心とした観光客に加え、ビジネス利用も盛んであり、生産誘発効果（最終消費額の増加分に占める県内生産額）も着実に拡大している。



[富士山静岡空港の経済波及効果（静岡県空港管理課調べ）]

【産業インフラ】

恵まれた地理的条件、交通インフラを活かし、1970 年代から工業用地の整備が進められ、全体面積約 30ha の大規模工業団地のほか、御前崎港の港湾関連用地等が整備されている。

名 称	所在地	全体面積	主な入居企業
相良白井工業団地	牧之原市白井	379,019 m ²	(株)山西製作所（自動車部品）、増田工業(株)（機械器具）、東洋製罐(株)（樹脂製品）、(株)静茶園（製茶）ほか9社
坂口工業団地	牧之原市坂口	288,326 m ²	第一化成(株)（樹脂製品）、伊藤園産業(株)（茶飲料）、日本コルマー(株)（化粧品）、鈴与(株)（物流）ほか7社

また、隣接5市町との比較において平均地価が安価であるほか、年間を通して降雪がほぼ見られないことや日照時間の長さから太陽光発電が普及していること等、操業コスト的にも産業適地となっている。

(単位：千円/m²)

R 元地価調査	牧之原市	藤枝市	焼津市	島田市	菊川市	御前崎市	吉田町
工業地	18.5	43.6	調査無し	31.3	調査無し	調査無し	調査無し
全用途	31.0	63.1	50.6	51.9	35.7	17.2	36.0

(出典：令和元年静岡県地価調査)

【産業の状況】

本区域の域内総生産額は、平成29年度5,686百万円と静岡県全体の3.6%を占め、県内35市町中第9位であった。産業別には、例年、第2次産業が8割を占めており、県内有数のものづくり地域となっている。

一人当たり所得は、平成29年度4,061千円で、県内35市町中第3位であった。例年、静岡県全体の水準を1割程度上回り、県内上位に位置している。

(単位：百万円、千円)

項目	区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
域内総生産	1次産業	5,759	4,837	5,052	5,378	5,686
	2次産業	347,798	343,513	451,225	460,669	496,525
	3次産業	101,809	102,456	107,077	107,556	107,680
	本区域(牧之原市)	455,367	450,806	563,355	573,603	609,891
	静岡県全体	16,383,889	16,268,354	16,809,027	16,994,956	17,193,802
	市/県 (%)	2.78	2.77	3.35	3.38	3.55
	県内順位 (n=35)	11 位	11 位	10 位	11 位	9 位
一人当たり所得	本区域(牧之原市)	3,440	3,713	3,612	3,740	4,061
	静岡県全体	3,195	3,217	3,302	3,324	3,388
	県内順位 (n=35)	7 位	4 位	7 位	5 位	3 位

(出典：平成29年度静岡県の地域経済計算)

第1次産業においては、恵まれた自然や地理的条件を活かし、茶・水稻・イチゴ・みかん・メロン・レタス、花卉類など、多彩な作物が栽培されている。

また、レタス、ガーベラの生産額は県内トップクラスであり、特に、ガーベラは、静岡県が全国トップの生産量（約 6,300 万本）のうち、本区域内で例年約 1,000 万本生産され、大きなシェアを占めている。このほか、イチゴは、静岡県全体約 9,500 t のうち本区域内で約 400 t、みかんは、静岡県全体の出荷量年間約 10,000 t のうち、本区域内で約 1,500 t の出荷量があるなど、温暖な気候を利用し、様々な農産物を生産している。

なかでも、本区域の北東部に広がる牧之原台地を中心に、市内全域で生産されている茶は、荒茶生産量全国 1 位の静岡県においても、トップクラスの生産量を誇っている（県内の荒茶生産量における本区域のシェアは、2 割程度と見込まれる。平成 21 年度以降市町別生産量統計がないため、過去の生産量推移からの推定値）。

また、区域内には茶を始めとした飲料製造事業者が多数立地しており、第 2 次産業の基盤を形成する豊富な原料産地となっている。

第 2 次産業においては、温暖な気候に加え、首都圏と中京圏の 2 大マーケットの中間にあることや、整備された交通インフラの利便性などの立地優位性をもとに、積極的な企業誘致を進めている。この結果、本区域には自動車や機械器具関連の企業が立地し、平成 30 年の製造品等出荷額は 1 兆 1,201 億円（県内 35 市町中 6 位。隣接 6 市町の中では 1 位）となっている。

雇用面では、平成 30 年度は、本区域の約 200 事業所に約 12,000 人の従業員が勤務している。平成 27 年の国勢調査によると、本区域の昼夜間の人口比率は約 110%（県内 2 位）となっている。本区域隣接各市町の多くは 100%を切っており、本区域は、隣接市町にとっても重要な雇用の場となっていることが分かる。

（単位：億円、所、人、％）

隣接 6 市町	製造品等出荷額		事業所数		従業員数		昼夜間 人口比率
		県全体の構成比		県全体の構成比		県全体の構成比	
本区域(牧之原市)	11,201	6.4	198	2.2	12,002	2.9	110.5
藤枝市	5,060	2.9	342	3.8	12,769	3.1	91.6
焼津市	6,253	3.6	541	6.0	16,637	4.0	93.8
島田市	3,601	2.1	314	3.5	11,313	2.7	93.2
菊川市	2,835	1.6	174	1.9	8,817	2.1	95.0
御前崎市	1,319	0.8	105	1.2	3,938	1.0	97.0
吉田町	2,763	1.6	128	1.4	7,870	1.9	104.0

（出典：平成 30 年工業統計（速報）、平成 27 年国勢調査）

第3次産業においては、利便性の高い交通インフラを活用した運輸業に加え、卸売・小売業や観光・娯楽関連の売上高構成比が大きくなっている（平成28年センサス売上高構成比：卸売・小売業22.9%、運輸業・郵便業16.1%、宿泊業・娯楽業13.4%）。

小売、宿泊、娯楽業等は観光需要に関連する売上が大きいですが、本区域へは年間約270万人の観光客が訪れる一方、宿泊客数は低水準となっている。

本区域における主要な観光資源は、富士山を望む相良サンビーチ・静波海水浴場であり、毎年40万人以上の海水浴客を受け入れている。加えて、近年はサーフィン愛好者の受け入れが増加している。民間企業の調べによると、本区域を含む近隣2市1町（牧之原市、御前崎市、吉田町）には、年約60万人のサーファーが訪れている。これは東京2020オリンピックのサーフィン競技の開催地となっている、千葉県一宮市に匹敵する来訪客数となっている。

愛好者における知名度を生かし、東京2020オリンピックに際し、サーフィン競技のホストタウンとして、アメリカ合衆国、中華人民共和国と事前キャンプに関する協定を締結しており、両国から多くの選手を受け入れる予定である。

さらに、令和2年現在、民間企業により、アジア初となる人工造波装置を有するサーフィンプールの建設が進んでいる。

完成後には、世界トップクラスの国際大会の誘致が計画されているなど、沿岸部の活性化やサーフィンのメッカとして、国内外からの誘客と交流人口の拡大に向けた、環境整備が進んでいる。

（単位：千人）

項 目	観光交流客数			宿泊客数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県全体	152,941	156,482	153,416	19,433	19,805	19,968
本区域(牧之原市)	2,675	2,667	2,742	33	27	27
比率 (%)	1.7%	1.7%	1.8%	0.2%	0.1%	0.1%

（出典：平成30年度 静岡県観光交流の動向）

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

「牧之原市第2次総合計画」では、“絆と元気が創る幸せあふれみんなが集う NEXT まきのはら”を将来都市像として、3つの重点戦略を設定している。

〔戦略1〕活力を高め、若者が魅力を感じる住環境や雇用・教育環境などを実現する。

〔戦略2〕ともに支え、安心で想いが実現できる地域社会をつくる。

〔戦略3〕経営を見直し、推進力を高める体制を強化する。

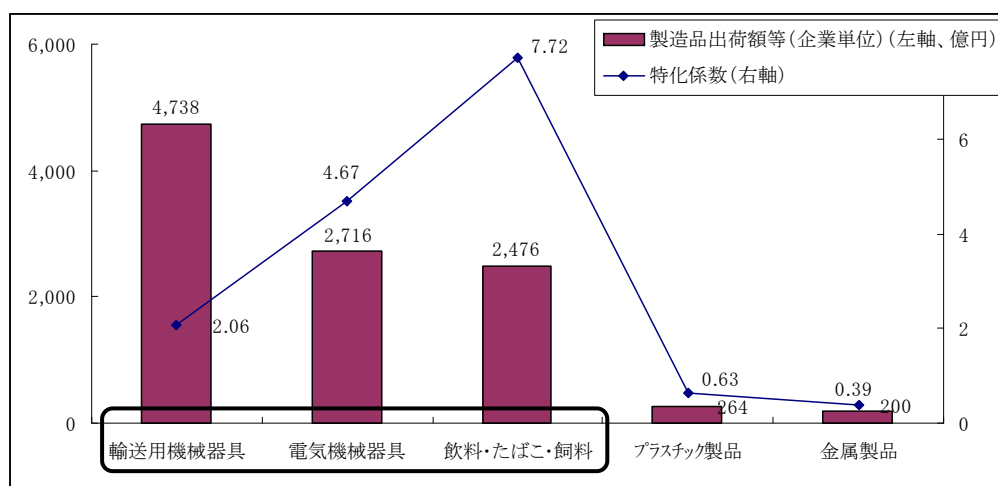
本基本計画は、主に〔戦略1〕の実現に向け、地域経済を牽引する事業を促進していくものであり、本区域の特徴である「県内でも唯一の陸海空揃った交通インフラ」と「第2次産業を中心とした付加価値の高い産業構造」を踏まえ、地域特性を生かした持続的成長と新たな取組を生かした活力向上を目指していく。

ア 地域特性を生かした持続的な成長

本区域の域内総生産額は第2次産業が8割を占めており、更に、第2次産業の約98%は製造業が占めている（平成29年度 第2次産業 496,525 百万円、製造業 486,039 百万円）。

また、平成30年工業統計（確報）によれば、本区域における平成30年の製造品出荷額等は1兆1,201億円で、県全体に占める割合は6.4%であり、隣接市町との比較でも突出した割合となっている（5ページ参照）。

中でも、輸送用機械器具製造業、電気機械器具製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の3業種は出荷額が大きく、かつ特化係数が2～7となっており、地域の強みとして持続的な成長を図っていく。



主な業種	輸送用機械器具	電気機械器具	飲料等	プラスチック製品	金属製品
製造品出荷額等(億円)	4,738	2,716	2,476	264	200
特化係数	2.06	4.67	7.72	0.64	0.39

（出典：RESAS ダウンロードデータより作成。平成29年度実績）

イ 新たな取組を生かした活力向上

産業界では、自動車関連が直面する自動運転やシェアリングサービス等の CASE 対応、電気機械を中心にあらゆる産業に広がる AI・IoT 化の流れ等が進んでいる。

本区域に立地する企業、団体においても、これら変化に対応する新たな取組が進んでおり、新たな付加価値を生むことが期待される。

項 目	本区域における取組
自動車業界の CASE 対応	官民連携で(公財)浜松イノベーション機構に設置した「次世代自動車センター」(H30 年設立、会員数約 300 社・団体)に、本区域に拠点を設置する企業 20 社以上が参加。
AI・IoT 化の進展	・県が組織する「IoT 活用研究会」(H27 年設立、会員数約 260 社・団体)に、本区域に拠点を設置する企業 8 社が参加。 ・先端技術を活用したまちづくりを目指す「牧之原市 IC 北側地区開発推進協議会」を、市内企業、開発事業者、交通事業者、行政等 23 社・団体で立ち上げ。 ・県、研究機関、茶生産者、JA、農機メーカー等が連携したスマート農業への取組が、令和元年度から国の開発・実証プロジェクトに採択 (LoRa を活用した茶園ネットワークの形成等)。

また、製造業以外の業種においても、社会環境の変化に応じ、新たな価値創出や生産性向上の取組が進められている。

茶業界においては、茶価の低迷などから条件不利地を中心に、耕作放棄地等の拡大等の課題を抱えていることから、新たな商品開発やブランド化に、意欲的にチャレンジする事業者の育成を図っているほか、海外向け有機抹茶への需要の拡大等に対応した生産体制への転換等に取り組んでいる。

このほか、アジア初となる人工造波装置を有するサーフィンプールを核としたサーフィン愛好者の更なる取り込みや、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした合宿地としての交流事業や国際大会などの誘致により、魅力ある着地型の観光地を目指す取組を進めていく。

(2) 経済的効果の目標

- ・静岡県基本計画の目標設定に準じ、1 件あたり 3.01 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 8 件創出し、これらの地域経済牽引事業が本区域で 1.3 倍の波及効果を与え、31.3 億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・また、K P I として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	3,130 百万円	—

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額 3,130 百万円
＝地域経済牽引事業の 1 件あたりの付加価値額 301 百万円
×地域経済牽引事業の新規事業件数 8 件
×地域経済牽引事業の域内への波及効果 1.3 倍

※1 件あたりの付加価値額は、静岡県基本計画に準じて設定（令和 2 年 3 月までの 1 件あたり付加価値額の実績 3.31 億円（実績 62 件）と令和 2 年 4 月以降の見込 2 億円（実績 18 件）の加重平均値 3.01 億円）。

区分	件数 (A)	付加価値額 (B)	平均 (B/A)
～R2.3 月	62	205 億円	3.31 億円
R2.4 月～	18	36 億円	2.00 億円
計	80	241 億円	3.01 億円

※新規事業件数は、過去実績を基に設定。静岡県基本計画の策定以降の約 3 年間における本区域内の地域経済牽引事業の実績が 4 件だったため、令和 7 年度末までの 5 年間の目標は、実績の倍増を目指すこととした。

県計画の分野	業 種	牽引事業の概要
成長ものづくり分野	飲料製造業	国産プーアール茶の新プレミアム商品の開発・製造による茶の生産拡大
	金属製品製造業	次世代自動車向け部品製造機械の開発
	金属製品製造業	次世代自動車向け部品の開発
観光・スポーツ分野	娯楽業	造波プールの設置・事業化

※経済波及効果は、静岡県基本計画に準じて設定（平成 23 年静岡県産業連関表の産業分類（37 分類）の産業平均のうち、県外からに移輸入を考慮した効果 1.3 倍）。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	301 百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	8 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する、地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,509 万円（静岡県の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 28 年経済センサス-活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 事業者間での取引額が開始年度比で 3 %以上増加すること
- ② 事業者の売上げが開始年度比で 3 %以上増加すること
- ③ 事業者の雇用者数が開始年度比で 2 %以上増加すること
- ④ 事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 4 %以上増加すること

なお、(2)、(3) の指標は、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

(算定根拠)

- ・ ①、② 県民経済計算の名目県内総生産（静岡県）の確定値の直近 5 か年（H25 16,730,907 百万円→H29 16,994,955 百万円）の増加率 1.6%の約 2 倍とする設定とした。
- ・ ③ 労働力調査の就業者数（静岡県）の確定値の直近 5 か年（H25 1,941 千人→H29 1,971 千人）の増加率 1.5%以上とする設定とした。
- ・ ④ 県民経済計算の県民雇用者報酬（静岡県）の確定値の直近 5 か年（H25 7,472,329 百万円→H29 7,769,985 百万円）の増加率 4.0%を維持する設定とした。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

静岡県牧之原市西萩間、東萩間、
白井、和田、蛭ヶ谷、中西

（概要及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は、400ha である。

本区域は、地域の特性として東名高速道路相良牧之原インターチェンジに直結する国道 473 号西萩間インターチェンジより 1 km 圏内にあり、交通の利便性の高い地域である。また、国内大手自動車メーカーが主要製造拠点を設置し、近隣にも関連産業が立地する産業集積地である。

以下に示す関連計画においても、本区域は、陸・海・空の交通インフラを活かした産業の拠点地域として位置付けられている。

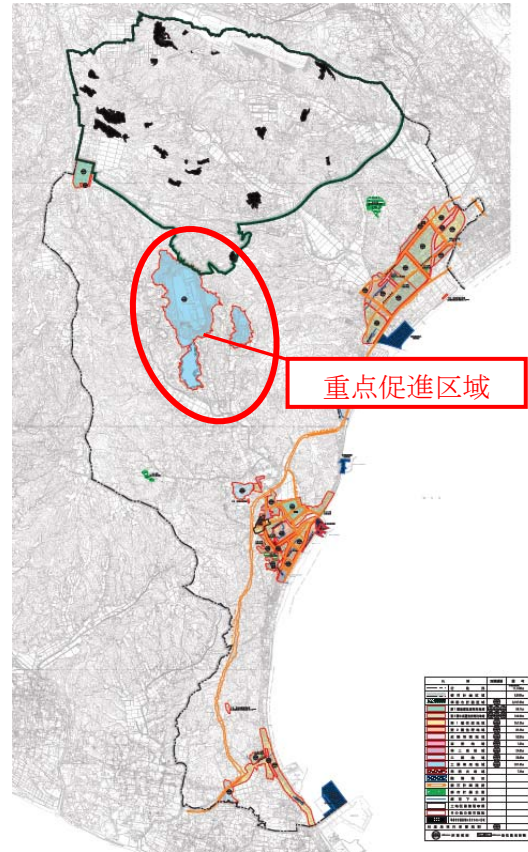
一方、本区域は区域内に約 12 ha の農用地区域が存在する。このうち、区域内の中央部に約 2 ha、南部に約 7 ha の集団的な農用地区域があり、その他 3 ha は点在している。これらについて、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、自然公園法に規定する区域及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区などは、本区域内には存在しない。

（関連計画における記載等）

・ 第 2 次牧之原市総合計画

「基本構想の理念第 2 土地・空間利用の基本的な考え方（２）魅力的な都市空間の創出」において、「富士山静岡空港、御前崎港、東名高速道路相良牧之原 IC などの陸・海・空の交通インフラを活用した発展が期待される拠点を明確にし、製造や研究などのものづくり施設、商業などの賑わい施設、快適な住宅地の整備などを進め、魅力的な都市空間を創出」することが明記されている。



- ・ 牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「総合戦略の第2 重点プロジェクト 3 5つの「重点プロジェクト」 (2) プロジェクト推進の考え方 ③魅力ある 産業雇用プロジェクト」において、「地域産業の競争力強化」として、「成長戦略（新商品の開発、未開拓市場への開拓等）への推進、設備投資や市内での事業活動継続に対する支援を行うことを明記している。

- ・ 第2次牧之原市国土利用計画

本区域は「萩間地域」に区分されている。「措置の概要①交通ネットワークを活かした地域の活力の向上」において、「御前崎港、既成市街地の相良地域、相良牧之原インターチェンジや富士山静岡空港などをつなぐ国道 473 号バイパスの交通ネットワークを活かし、新たな企業の誘致、沿岸部からの企業移転を受け皿として事業用地の確保を進める」ことが明記されている。

- ・ 牧之原市都市計画マスタープラン

本区域は、「萩間地域」に区分されている。「第1章全体構想1都市づくりの目標（5）将来都市構造」において、本区域は工業振興ゾーンに含まれ、新たな企業誘致に向けた産業用地の確保・整備の方針が示されている。特に本区域は「良好な生産環境の維持・管理を図りながら、更なる産業の活性化を図る拠点」として、「産業拠点、産業誘導検討ゾーン」に位置付けられている。

- ・ 牧之原市農業振興地域整備計画

本区域を含む「萩間地区」には、農地が全体で約 600ha あり、重点促進区域内の農地約 16ha がその中に含まれている。農業振興地域整備計画では、「第1農用地利用計画1土地利用区分の方向（2）農業上の土地利用の方向イ用途区分の構想」において、「牧之原台地及びそれに連なる丘陵地に展開する農地約 480ha は、基幹作物の茶がほぼ統一的に栽培され、県営畑地帯総合整備事業の実施」等により「生産性の高い集团的農地が形成されている」ことが明記されている。

一方、「第7農業従事者の安定的な就業の促進計画」において、「近年、社会経済情勢の変化や震災リスクの影響等により、立地企業の高台移転等の具体例が生じている。さらに、この様な意向を持った企業が存在している状況にあるが、市内には企業が進出できる工業用地が乏しく、企業の進出ニーズに応えられていない状況にあり、安全安心な操業環境が確保できる場所に産業用地を整備する」ことが明記されている。

（2）重点促進区域を設定した理由

当該区域には、国内大手自動車メーカーが主要製造拠点を設置しているほか、白井工業団地があり、区域近隣にも関連産業が立地する産業集積地である。

同自動車メーカーにおいては、こうした集積を生かし研究開発の施設が整備されているところであり、今後、次世代自動車の研究開発拠点づくりを目指す計画が発表されている。

区域近隣に関連産業が集積し、部品供給等の取引が多くあることから、次世代自動車の研究開発は、地域の強みである製造業の今後に極めて重要な成長分野であり、情報通信技術の活用や自動化などへの対応等を進める必要がある。

取組を進めるにあたり、当該主要製造拠点を核として、地域全体で取組を進めていくことにふさわしい場所であることから、当該地域を重点促進区域として設定する。

なお、当該区域内には、工業団地の空き区画や遊休地は存在しない。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

工場立地特例対象区域の設定は行わない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①自動車関連の産業集積を活用した、次世代自動車をはじめとした成長ものづくり分野
- ②オープンイノベーションの推進による IoT や AI などの最新デジタル技術を活用した、第4次産業革命分野
- ③東名高速道路、富士山静岡空港や御前崎港など、陸海空の交通網を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

(2) 選定の理由

①自動車関連の産業集積を活用した、次世代自動車をはじめとした成長ものづくり分野

本区域には、完成車メーカーのほか、ワイヤーハーネスやヘッドランプ等の主要部品メーカーが立地しており、平成30年工業統計（確報）によると、輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等は4,738億円と、本区域全体の40%超を占めている。

また、同業種の従業員数は本区域全体の30%以上と雇用の基盤となっているほか、原材料使用額等が本区域全体の50%以上を占める等、2項に示した本区域における主要な3業種の中でも、特に大きな経済波及効果を有している。

(単位：所、人、億円)

分 類	事業所数		従業員数		原材料使用額等		製造品出荷額等	
		割合		割合		割合		割合
合 計	204	100%	11,843	100%	5,891	100%	10,764	100%
輸送用機械	22	11%	4,011	34%	3,014	51%	4,738	44%
飲料等	56	27%	1,376	12%	554	1%	2,476	23%
電気機械	18	9%	3,256	27%	1,799	31%	2,716	25%

(出典：平成30年工業統計（確報）)

この一方、足元では、自動車産業は100年に1度といわれる大変革期に直面しており、自動運転やシェアリングサービス等のCASE対応が喫緊の課題となっている。

次世代自動車の流れに迅速に対応していくためには、協調領域における他社連携と競争領域における自社の強みの磨き上げを平行して行うことが不可欠であることから、県は、(公財)浜松イノベーション推進機構に設置した「次世代自動車センター」を中心に、次世代自動車への展開と自動車産業から他の成長分野への挑戦を支援している。

本区域に立地する企業においても、次世代自動車への積極的な取組が進んでおり、「次世代自動車センター」には、自動車用部品、電気電子、化学、物流などの様々な分野から20社を超える企業が参加し、技術習得、販路開拓、人材育成等を進めている。

また、令和元年8月には、県内の完成車メーカーが、本区域に設置する既存拠点を核とした「次世代自動車の拠点づくり」を進める計画を発表している。

計画では、テストコース関連や実験設備も含めた整備、拡張を段階的に進める予定であり、様々なテスト環境の整備と最先端の研究開発機能の導入が、国内の自動車産業全体の高度化・高付加価値化につながることを期待される。

周辺に立地する企業にとっては、次世代自動車センターに参加して得た知見（固有技術探索、次世代自動車部品の試作実習等）を、実際のビジネスにつなげる大きなチャンスとなるほか、研究開発関連業務の拡大に伴い、新たな企業の集積も期待される。

こうした動きを踏まえ、本地域を牽引する事業である自動車関連を核とした、成長ものづくり分野への進出を支援していく。

②オープンイノベーションの推進による AI や IoT などの最新デジタル技術を活用した、第4次産業革命分野

本区域には、大手電子部品メーカーや医療機器メーカーなどが立地していることなどから、電子部品、電気機械製造業の従業員数、製造品出荷額等は、本区域全体の約30%を占めており、自動車産業と並ぶ基幹産業となっている。

現在、これらの業種を中心に AI、IoT 等のデジタル革命が進み、あらゆる産業を巻き込みながら、市場の変革を起こし、産業の垣根を打ち崩している。

こうした状況に対応するためには、自前主義を脱し、多様な業種の融合に向けたオープンイノベーションを進めることが不可欠である。このため、県は、平成27年に IoT 活用研究会を組織し、令和2年には県工業技術研究所に IoT 推進ラボを設置する等、製造現場への IoT 技術導入を積極的に後押ししている。

県 IoT 活用研究会には、本区域に拠点を設置する企業8社も参加しており、これら企業を中心に、新たなビジネス展開に向けた協業事例創出、事業の高付加価値化等に向けた支援を進めていく。

また、①でも述べた自動車の CASE と呼ばれる技術革新は、まさに IoT などのデジタル技術と自動車が結びつくことであり、①を進めることは、情報通信技術の集積を支援することにつながる。自動車関連産業の集積、技術開発拠点の整備が進むことで、デジタル技術を持つ企業との協業が増え、その結果、区域内の関連企業へも波及していくことを期待している。

特に、東名高速道路相良牧之原インターチェンジ周辺は、県と市が連携して進める「ふじのくにフロンティアを拓く取組」における推進区域の指定を受け、北側地区では、土地区画整理事業の施行に向けた取組が進んでいる。

同事業では、新たな活力・賑わい・交流を生み出すとともに、産業振興と雇用確保、交流促進を実現する広域・産業交流拠点構築を目指しており、AI や IoT、ビッグデータ等を活用した自動運転や自動配送、AEMS（IT を活用したエリア全体で省エネ等を行うシステム）、MaaS 等、最先端技術による持続可能な未来のまちづくりを構想している。

同事業では、令和元年度に本区域に拠点を設置する製造業 11 社、ゼネコン等開発事業者 3 社、交通事業者 2 社など、29 社・団体による「牧之原市 I C 北側地区開発推進協議会」を開催し、内閣府の「スーパーシティ構想」担当者を招いて情報・意見交換を行うなど、最先端技術を活用したまちづくりに向けて検討を進めている。

定住人口の減少、高齢者等の交通弱者の増加、商店の減少及び購買活動の不便性、雇用の場の減少等の地域課題を解決し、地域ならではの魅力を高めるこのような取組の支援のためにも、同分野の産業集積を支援していく。

【相良牧之原 IC 北側地区におけるまちづくり】

- ・ 平成 27 年 5 月、県が、同地区（約 28ha）をフロンティア推進区域に指定。
- ・ 平成 28 年 6 月、東名高速道路相良牧之原 IC 周辺地区整備構想を策定。
- ・ 平成 31 年 4 月、同地区開発推進協議会 第 1 回協議会を開催。

持続可能な未来のまちづくり

<未来のまちづくりに必要な視点>

- ◆地方創生（地産地消）の推進 …市内企業との連携
- ◆最先端技術の導入・社会実装 …先進企業との連携
- ◆新たなインフラ整備 …インフラ企業・交通事業者との連携
- ◆ビックデータ・IoT技術との融合 …IT企業との連携
- ◆幅広い関係者との一体的な取組 …産官学金労言士の連携
- ◆住民との合意形成 …協働による対話のまちづくりの推進

牧之原市 I C 北側地区開発推進協議会の開催

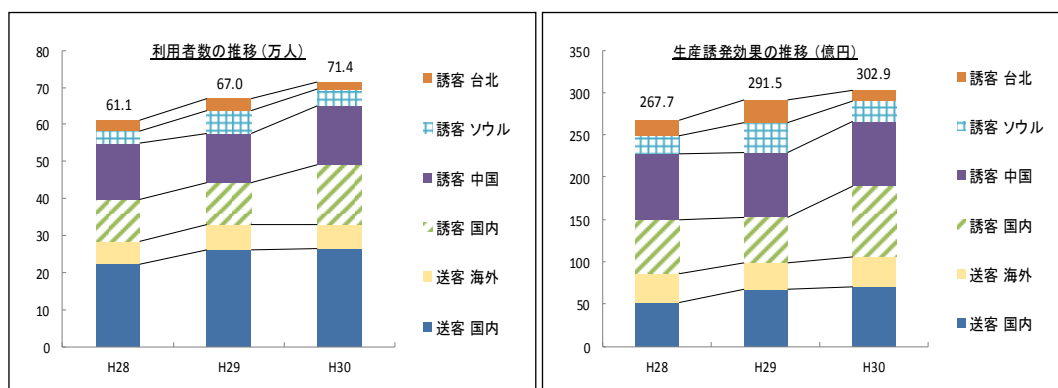
- ①最先端技術による社会課題の解決、新サービス、アイデア等の検討
- ②必要な規制緩和、インフラ整備、活用可能なデータ等の把握
- ③住民との合意形成に向けた課題等の確認

⇒ **（仮称）先進まちづくり計画として取りまとめ**

③東名高速道路、富士山静岡空港や御前崎港など、陸海空の交通網を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

本区域に立地する富士山静岡空港は、年間利用者が 70 万人を超える地方有数の空港であり、ビジネス利用も盛んであり、経済波及効果も着実に拡大している。

また、本区域の外周部には東名高速道路相良牧之原インターチェンジ、御前崎港等が整備され、陸海空の交通の結節点となっている。



〔富士山静岡空港の経済波及効果（静岡県空港管理課調べ。再掲）〕

牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、こうした地理的特長を生かし、着地型観光の強化、観光関係団体のネットワーク化等により、地域産業の競争力強化を図ることとしているほか、東名高速道路相良牧之原 IC 周辺地区を、県と連携して進める「ふじのくにフロンティアを拓く取組」における推進区域に指定し、広域交流拠点の形成や茶を中心とした農業振興等を進めることとしている。

こうした取組を進める一方、JAハイナンによる牧之原茶のブランド化、東京2020 オリンピックのサーフィン競技のホストタウンとしての合宿受け入れ、民間企業による人工造波装置を有する大規模サーフィンプールの建設が進むなど、民間事業者を中心とした、新たな動きも生まれている。

区域内の既存の観光資源や基幹産業である茶に係わる資源と結びつけ、産業化・交流促進を図る事業が増加していくことに、大きな期待が寄せられている。

【市内の主な観光・茶関連資源】

指定文化財	地域資源（インフラ、観光）	茶に係わる資源
聖武天皇勅書（国宝） 大江八幡神社の御船行事 （重要無形民俗） 大鐘家住宅主屋・長屋門（重文） 蛭ヶ谷の田遊び（重要無形民俗）	東名高速道路牧之原 SA 富士山静岡空港 さがらサンビーチ、 静波海水浴場 相良梅園、大鐘家 相良史料館、相良油田の里	ヘリヤ商会感謝状英文碑 グリンピア牧之原 JA ハイナン「茶ぐりん」 牧之原大茶園 五月園

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の 地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境を整備する必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①補助金等による支援

静岡県と連携し、企業の立地に対する土地取得費用などを既に支援しており、本計画の実現に向けてもその活用を見込んでいる。

②地方創生関連施策

静岡県の「ふじのくにのフロンティアを拓く取組」を活用し、各種助成（用地取得、新規雇用、建物建設、設備購入等）や、金融措置（制度融資、利子補給）、税制優遇措置などを行うことで、事業環境の整備を支援する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

地域の産業用地情報について、インターネットで公表するなど、必要な者が必要な時に容易に閲覧できる環境を整備する。

②公設試験研究機関等が有する研究成果、知的財産等の情報提供

静岡県と連携し「静岡県オープンデータ」などを活用しながら、公設試験研究機関等が有する研究成果等について、情報提供を行っていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。事業環境整備の提案を受けた場合、県と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

なし

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度～最終年度
【制度の整備】			
①補助金等による支援	運用	運用	運用
②地方創生関連施策	活用検討	制度設計	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①公共データの民間公開	運用	運用	運用
②公設試験研究機関等の成果	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口	設置・運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域に存在する支援機関（牧之原市商工会、まきのほら産業・地域活性化センター、J Aハイナン）がそれぞれの能力を生かし、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 牧之原市商工会

商工会法に基づいて設立された特別認可法人であり、その地域内における商工業の総合的な改善を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として幅広い活動を行っている。

具体的には、創業、経営改善に関する個別指導のほか、買い物弱者対策として出張商店街事業、地域活性化や産業振興のためのイベント開催などの取組を行っている。

② まきのほら産業・地域活性化センター

本区域の商工業や農水産業と観光業を融合させ、持続可能な経済圏をつくることを目指し、本区域の歴史や自然環境などの魅力を、観光商品や特産品としてブランド化し、国内外に発信するとともに、受け入れ体制の整備等を進め、交流、関係人口の増大を図っている。

具体的には、シティプロモーション事業や、地域商社事業、地域イベントの企画運営などを通じ、産業・経済・観光など地域の活性化に資する事業に取り組んでいる。

③ J Aハイナン

東は大井川、西は御前崎の駿河湾に面した牧之原市、吉田町及び御前崎市の一部を管轄とし農業振興、農家所得の向上に向けた支援を実施している、管内の組合員数は約 16,000 人(令和2年3月現在)で、主な特産は茶、レタス、大根、花卉、みかんである。

特に牧之原台地を中心とした 1,900ha の茶園では、特産の深蒸し茶を始め多種多様な茶が製造されている。

近年、複合作への誘導に力を入れており、当組合でも助成制度を設け、生産者への支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

牧之原市では、「牧之原市環境基本条例」において、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。

この条例に基づき、「第2次牧之原市環境基本計画」を平成29成年3月に策定し、「うみ・そら・みどりと共生するまち まきのはら」を望ましい環境像として掲げ、自然環境、資源循環、生活環境、地球環境、環境教育の分野において、市民、事業者、滞在者の各主体別の取組について定めている。

開発事業等についても、環境関係法令を遵守し、環境保全上の見地から適正な配慮がなされるよう、環境の保全及び創造に十分配慮するものとする。

特に、「環境影響評価法」及び「静岡県環境影響評価条例」の対象となる大規模開発事業の実施については、環境保全に適切な配慮がなされるよう、事前に周辺の環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴くことなどにより事業者自らが環境保全に配慮した事業計画をつくるよう求めている。

これらを踏まえ、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

加えて、事業者は、必要に応じて説明会や工場内の視察受入れを行うなど、地域住民の十分な理解を得られるよう努めるものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

産業集積の形成に伴い必要となる安全な住民生活の保全に関しては、「静岡県防犯まちづくり条例」に基づき、行政、住民及び事業者らが協力して、住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないよう行動するとともに、地域の連帯感を高め、お互いに見守りあい、助け合う地域の力を取り戻し、さらに、犯罪や事故の防止に配慮した都市環境の整備を図るなど、犯罪や事故の起きにくいまちづくりに積極的に取り組んでいるところである。

なお、本区域には、鉄道の駅がなく、住民の多くが自家用車による通勤などを行っており、本計画によって次世代自動車産業などの集積が図られ、自動運転技術等の確立に寄与することで、本区域の交通事故の減少に貢献できるものと考えている。

よって、これまでと同様、地域経済牽引事業の促進に伴い、以下の取組により、犯罪や事故の防止に配慮した事業活動の推進を図るとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、「安心・安全まちづくり」を推進する。

- ・地域住民との協議

事業者、市町又は県が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業の活性化のための措置を実施するに当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取するものとする。

- ・防犯及び交通安全に配慮した施設の整備

ア 道路、公園、駐車場等の公共空間、事務所などの施設の整備については、防犯上の指針を参考として、計画の初期的段階から関係機関と十分な調整を行う。

イ 防犯に配慮した整備として、防犯カメラ、防犯灯、街路灯、ミラー等の設置など、主に見通しの確保に努めるほか、交通安全に配慮した整備として、ガードレールの設置、歩道や駐車スペースの確保などに努める。

ウ 事業者は、来訪者や従業員が使用する駐車場に防犯カメラを設置するなどの防犯対策を講じ、犯罪被害防止に努める。

- ・防犯責任者の設置と事務所内の防犯意識の高揚

事業所に防犯責任者を設置し、従業員に対する「エスピーくん安心メール」登録の働き掛けや静岡県警察ホームページ上で公開している「犯罪被害に遭わないために」、「子ども安全情報」、「交通事故発生マップ」等防犯・交通安全情報の収集に努め、従業員に対しそれら情報の伝達体制の整備を図るほか、事務所内の防犯点検や犯罪防止のための必要な措置を講ずるなど防犯意識の高揚に努める。

(3) その他

- ・PDCA体制の整備

毎年1回、静岡県及び牧之原市の地域経済牽引事業所管課で本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施する。その結果に基づいて、本計画の効果の検証と当該事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域が存在しているため、これらの地域においては地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

地番は別紙のとおり。

【重点促進区域】

(農用地区域)

牧之原市西萩間 牧之原市東萩間 牧之原市白井
詳細については別紙参照

(地域内における公共施設整備の状況)

本重点促進区域内においては、道路、電気、水道等のインフラ、近隣に地域公民館等の公共施設が整っていることから、新たに公共施設整備を行う必要はない。

(他計画との調和等)

本重点促進区域内は、「4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)」を定める場合にあっては、その区域」に記載のとおり、他計画が示す方針が示され、主要な計画との調和が図られている。

現状の牧之原市農業振興地域整備計画においては、生産性の高い農地利用を推進する区域となっているが、農業従事者の安定的な就業を促進するため、安全安心な操業環境が確保できる場所に産業用地を整備すると示されているため、現状農用地区域に指定されているが、令和2年度中に農用地区域から除外するよう変更作業を進めている。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取り止める、すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

①農用地区域外での開発を優先すること

重点促進区域内は、国内大手自動車メーカーが主要製造拠点を設置し、近隣にも関連産業が立地する産業集積地である。今後一層の産業集積・高付加価値化を進めて行くに当たっては、既存施設との親和性、機密性が必要となることから、この区域の土地の活用を優先する。

その場合においても、農用地区域以外での開発を優先するが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。

本区域内の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合には、高性能農業機械による営農等農地の効率的な利用や、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進に支障が生じないようにすることとする。本区域に含まれる約6.8haの土地改良事業の受益地に係る土地改良施設については、当該施設が立地する農地を含まないよう設定し、施設に影響が生じないように配慮する。また、今後、本区域において、新たな土地改良事業の予定はないが、今後予定された場合においても、事業を行った土地は、土地利用調整区域に含めないよう配慮する。やむを得ず土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように、当該事業の担当部局と調整を行い、既存の周囲の土地改良施設に影響を与えないような計画になっているかどうか、当該施設の管理者の同意が得られるような計画になっているのかどうか等、十分に検討を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定する場合には、事業者の立地ニーズを踏まえ、計画する事業内容に基づき事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を超過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

重点促進区域においては、現状、農地中間管理機構関連事業の実施予定は確認されていない。今後、当該事業の対象農地になった場合、機構の中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和７年度末日までとする。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。